

地方税統一QRコード納付書の作成基準に関するQ&A

No	納付書種別	項目	ご質問事項	回答	備考
1	カク公 マル公	「eLマーク」 の表示	「納入済通知書表面に『eLマーク』の記載を推奨（刷色・文字フォントは任意）」とのことですが、「eLマーク」の大きさに決まりはありますか。また、印刷する場所に指定はありますか。	「eLマーク」の印刷サイズに制約はありませんので、納税者が識別可能な範囲で表示してください。なお、識別の容易さの観点から、カク公やマル公のマークのサイズを参考にさせていただくことが望ましいと考えます。表示する場所は、済通片のタイトル部分としています。また、印刷の際に、各帳票において定められる余白を確保するように、ご注意ください。	
2	カク公	QRコードの 印字	カク公帳票について、「納入済通知書表面（払込取扱票部）の右下部「縦20mm×横35mm」のスペース内に、地方税統一QRコードが印字されていること（QRコードの周囲に可能な限り余白を設けたうえで、「eL-QR」の表示を推奨）」とのことですが、QRコードのマージンエリアも含めて印字する必要がありますか。それとも、QRコードが当該基準の範囲内に印字されていれば、問題ないですか。	QRコードのマージンエリアは、確保いただく必要があります。なお、QRコードのマージンエリアとは、QRコードの周りにQRコードの4セル分の余白を確保することをいいます。1セルのサイズは、QRコード作成の際の設定により異なります。	
3	カク公	QRコードの 印字	カク公帳票のQRコードの印字位置について、指定のエリア内であれば、右下でも左上でもどこでもよいですか。	指定のエリア内であれば、印字位置に制限はございません。ただし、右下端部は欠け等の恐れがあることから、左上部等を推奨します。	
4	カク公	「eL-QR」の 表示	カク公帳票について、「QRコードの周囲に可能な限り余白を設けたうえで、『eL-QR』の表示を推奨」とのことですが、「eL-QR」も右下部「縦20mm×横35mm」のスペース内に表示する必要がありますか。	ご認識のとおりです。なお、「eL-QR」表示とQRコードとの間にも、QRコードのマージンエリアを設ける必要があることにご注意ください。	
5	カク公 (マル公)	「eL番号」の 表示	カク公帳票について、「納入済通知書表面に『eL番号（案件特定キー等）』が印字されていること（必須。ただし原符および領収書への記載は推奨。）」とのことですが、MPN標準帳票であれば納入済通知書への「eL番号」の表示は不要ですか。	「MPN標準帳票」および「MPN準拠帳票」の済通片においては、eL番号に相当する情報をMPNの納付番号欄等へ記載することから、「eL番号」の記載は不要です。 なお、MPN標準帳票、MPN準拠帳票上の納付番号等の各項目は、以下のとおり共通納税の案件特定キー等の各項目に対応しますが、納付書上の名称については、MPN標準帳票は納付番号等の名称のまま使用するものとされており、MPN準拠帳票は納付番号等の名称をそのまま使用することが可能（変更可）とされています。 【MPN標準帳票上の名称】⇔【共通納税用の項目】 ①【収納機関番号】⇔【共通納税機関コード】（5桁） ②【納付番号】⇔【案件特定キー】（20桁以内） ③【確認番号】⇔【確認番号】（6桁以内） ④【納付区分】⇔【税目・料金区分】（3桁）	
6	カク公 マル公	「eL番号」の 表示	「eL番号」は、具体的にどのような番号を記載すればよいですか。	「eL番号」は、以下の番号です。 ①共通納税機関コード（収納機関番号）（5桁） ②案件特定キー（納付番号）（20桁以内） ③確認番号（6桁以内） ④税目・料金区分（納付区分）（3桁） ※詳細は、地方税共同機構が地方団体へ提供する仕様書等をご確認ください。	
7	カク公 マル公	「eL番号」の 表示	「MPN標準帳票」または「MPN準拠帳票」以外の納付書の場合、「eL番号」は納入済通知書表面のどこに表示してもよいですか。	カク公の場合は、定められたクリアゾーン以外に表示をしてください。マル公の場合は、表示場所に定めはございません。	
8	カク公	作成基準	カク公帳票について、「④上記以外の点については、従前の基準どおりに作成されていること（ただし、3票の構成を満たしていること（※））」とのことですが、従来どおりの作成基準とはどのような基準ですか。	「従来どおりの作成基準」とは、貯金事務センターからお配りしている、帳票の作成基準を指します。なお、様式審査が必要となる申請をいただいた場合は、ゆうちょ銀行から作成基準および版下データを送付しますので、版下データに基づき作成してください。	
9	カク公	3票式の構 成	現在、2票式のカク公を利用しているが、なぜ3票式への変更が必要となるのですか。様式を変更した場合、ゆうちょ銀行での取扱方法に変更はありますか。	ゆうちょ銀行での取り扱いに変更はありません。カク公は、郵便振替の用紙であるため、もともと2票式の帳票として規格・サイズをゆうちょ銀行が定めており、ゆうちょ銀行・郵便局窓口・ATMで機械処理を行っていることから、2票のうち払込取扱票部（納入済通知書の部分）をゆうちょ銀行控、払込金受領証部（原符の部分）に領収印を印字のうえ、お客さま控として納税者に返却しております。 ※カク公帳票の「原符兼払込金受領書」部分の右側には、「郵便局でお支払いの場合は、左側2枚のみをお出しください」と注意書きを印字しておりますので、納税者が領収証書部を提出された場合は特段の処理を行わずに返却しております。 一方、MPN様式のようにゆうちょ銀行以外の金融機関窓口でも受け付け可能なカク公帳票は、現在でも3票式で作成されております。そのため、ゆうちょ銀行とゆうちょ銀行以外の金融機関では「領収書」に該当する部分が異なっております。 上記の点を踏まえ、公金QR様式（カク公）は、ゆうちょ銀行では2票式で受け付け可能ではあるものの、全国の金融機関窓口で受け付け可能とすることを考慮すると、3票式とした方が望ましいと考え、基準を策定しております。	
10	カク公 マル公	3票式の構 成	軽自動車税等で「3票式＋納税証明書」を使用する場合、様式審査の対象は「3票」部分のみと理解でよいですか。	ご認識のとおり、審査は3票（済通、原符、領収証書）に対して実施します。なお、様式見本品をご提出いただく場合は、納税証明書の添付をお願いいたします。	
11	マル公	圧着式納付 書	圧着式（メールシーラ型）の納付書の場合についても、マル公QR様式の基準に沿って作成すればよいですか。版下データやサンプルがあれば、提示いただきたいです。	ご認識のとおり、圧着式（メールシーラ型）の納付書の場合、マル公QR様式の基準で作成をお願いします。既存のマル公帳票は、多種多様な様式があり、すべてのサンプルをお示しすることは難しいため、様式基準の記載例を参考に、マル公QR様式の作成基準に則り作成をお願いします。	
12	カク公 マル公	バーコード付 き納付書	当該納付書がコンビニ収納用バーコード付納付書である場合には、「『GS1-128 シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン』も参照すること」とのことだが、当該ガイドラインの詳細が確認したいです。	『GS1-128シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン』は、次のURLをご参照ください。 https://www.gs1jp.org/standard/barcode/gs1-128/payment_service.html	

No	納付書種別	項目	ご質問事項	回答	備考
13	カク公	日附印欄の変更	カク公帳票の内、一般帳票について、 ①「日付印枠の下端を4mm上部に移動」とあるが、これは必須ですか。 ②MPN標準帳票・MT帳票・DT帳票は、日付印欄を変更する必要はないという認識でよいですか。 ③QRコードに対応しない一般帳票の場合、払込取扱票の「日付印枠の下端を4mm上部に移動」する変更も、実施する必要はないという理解でよいですか。 ④「日付印枠の下端を4mm上部に移動」とありますが、その分上端に4mm移動させてもよいですか。	①QRコードを日附印の枠にかからないように印刷することが可能であれば、修正いただく必要はありません。QRコードが日附印の枠にかかる場合は、QRコード不読の要因となりますので、日附印の枠を基準のとおり修正してください。 ②MPN標準帳票・MT帳票・DT帳票は、変更する必要はございません。 ③QRコードに対応しない納付書の場合は、変更する必要はありませんが、今後QRコードを印字する可能性がある場合は、変更いただくことを推奨します。 ④ゆうちょ銀行側のシステム影響（読み取り不可）があるため、カク公の一般帳票の日付印枠の上端の位置は変更できません。ご理解いただきますよう、お願いいたします。	
14	マル公	QRコードの印字	マル公帳票について、「QRコードの印字位置は、カク公と同様の印字位置を推奨」とのことですが、カク公と同様の印字位置に印字できない場合は、適宜の場所にQRコードを印字してよいですか。	カク公と同様の印字位置に印字できない場合は、適宜の場所にQRコードを印字いただいて構いません。	
15	マル公	QRコードの印字	マル公のQRコードの印字について、納入済通知書表面に必ず印字する必要がありますか。原符に印字してもよいですか。	原符にQRコードを印字された場合、公金QR処理を行うことができませんので、ゆうちょ銀行・郵便局では受け付けをお断りいたします。 一般的に、原符は受け付けた金融機関の本支店控として保管しており、後方でQR処理を行う金融機関にとっては、混乱要因に繋がります。したがって、納入済通知書表面にQRコードを印字いただくようお願いいたします。	
16	カク公 マル公	QRコードの印字	QRコードの印字位置を明確にするために、QRコードの周りに点線等での枠を表示しても問題ないですか。（枠内に「eL-QR」の表示も行き、QRコードの印字箇所の判断を行いやすくしたいです）	QRコードの読み取りに支障がなく（マージンエリアが確保されており）、かつ様式作成基準を満たしているのであれば、問題ありません。	
17	マル公	納付書の構成	マル公帳票について、納付書の構成は左から「済通」、「原符」、「領収証書」とする必要がありますか。	金融機関としては、納付書の並び（左から済通、原符、領収証書等）が統一されている方がオペレーションミスが発生しにくく、結果として納税者、地方団体にご迷惑をお掛けすることも減少すると考えますので可能な限り、統一をお願いします。 なお、統一が困難である場合は、すでにお使いの帳票から並びを変更いただくなくても問題ありません。	
18	マル公	加入者名・口座番号の表示	マル公帳票について、「各票上部に口座番号・加入者名欄を隣接して設欄（既存納付書において欄がない場合は設欄不要）」とのことですが、既存帳票に口座番号・加入者名欄がある場合は設欄が必須ですか。	既存帳票に設欄されている場合は、設欄をお願いします。 なお、QRコードを印字しない帳票で、ゆうちょ銀行・郵便局で受付を行う場合は、口座番号・加入者名の表示は必須です。	
19	マル公	公金取りまとめ店欄の表示	マル公帳票について、公金取りまとめ店欄に「ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター」と表示、とありますが、QRコードを印字しないマル公帳票にも、「ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター」と印字してよいですか。 また、郵便番号の表示は不要という理解でよいですか。	QRコードを印字しない既存のマル公帳票については、従来どおり、貯金事務センター名を記載してください。 QRコードが印刷されたマル公納付書と、印字されていないマル公納付書では、金融機関側では処理方式が大きく異なるため、納付書の基準は、QRコードの有無で明確に違いを設けているものですので、ご理解願います。 また、郵便番号の表示は不要です。	
20	マル公	納付場所の表示	マル公帳票について、「『全国の地方税統一QRコード対応金融機関』等を表示」とありますが、どこに記載すればよいか。	表示場所に指定はございません。 納付書の裏面など、現状納付場所が記載されている場所に表示いただくことを想定しています。	
21	マル公	払込ID番号及び番号枠	マル公帳票について、「払込ID番号および番号枠は表示不可（カク公用表示のため）」とのことだが、既存帳票に表示されている場合は印刷してもよいですか。	マル公の様式基準で不可としているのは、納付書左上部の払込IDです。 カク公様式（MPN・MT・DT・一般）は左上部の払込IDの設欄を必須としています。マル公帳票では一切表示を認めておりません。 ご質問は、左中段部のMTIDに該当する箇所（OCRラインの先頭に設定する箇所）のことと推測しますが、マル公帳票で使用される場合は、従前どおり設欄いただいて問題ありません。（カク公では、「MPN・MT」帳票のみ設欄いただいております）	
22	マル公	納付書の刷色	マル公帳票について、「刷色は他の払込書との差別化を図るため、「赤」、「青」および「黒」以外の色（一見してMPN払込書と誤認しない色）とすること」とあるが、既存帳票が赤を使用している場合、変更する必要がありますか。	マル公払込書の刷色は、カク公払込書との差別化を図るため可能な限り「赤」、「青」および「黒」以外の色をご使用ください。 既存帳票からの変更が困難な場合は、既存の刷色でも構いません。	
23	マル公	「ATM読取不可」の文言	マル公帳票について、QR様式の作成基準に「ATM読取不可」の文言表示の記載がありませんが、QRコードを印字する場合は「ATM読取不可」の文言表記はせず、QRコードが印字されない場合は文言表記が必要という理解でよいですか。	ご認識のとおりです。 マル公の公金QR様式については、「ATM読取不可」の文言は不要です。 QRコードが印字されないマル公帳票は、「ATM読取不可」の文言を記載してください。	
24	カク公 マル公	住所氏名欄	現在、納付書に住所を印字していないのですが、氏名のみ記載で問題ないですか。	住所非表示の様式は、QRコードの追加後も氏名のみ表示で問題ありません。	
25	カク公 マル公	地方団体独自帳票の取扱い	ゆうちょ銀行で地方団体独自帳票（マル公でもカク公でもない帳票）を取り扱うためには、「QR様式（マル公）作成基準」に準拠して承認を受ける（マル公帳票となる）必要がある、という認識でよいですか。 つまり、地方税統一QRコードが印字されていても、カク公・マル公以外の納付書は取り扱ってもらえないということか。	ご認識のとおりです。 金融機関窓口での受付時のオペレーションミスにより、納税者・地方団体にご迷惑をお掛けすることを防ぐため、様式基準に則ったものとしていただきますよう、ご協力をお願いします。	
26	カク公 マル公	納付書の作成タイミング	QR様式の作成基準で承認された帳票を令和4年度中に使用した場合（QRコードは印刷しません）は、従来のカク公・マル公と同様の範囲で取り扱ってもらえるという認識でよいですか。	本様式基準は、QR様式の作成基準です。 令和4年度中に使用されるものは、現在の様式基準で作成をお願いします。	
27	マル公	MPN標準帳票準拠帳票	「MPN標準帳票準拠帳票」とは、どのような帳票でしょうか。MPN標準様式に準拠するので、他のマル公様式とは基準が異なるのでしょうか。また、QRコードの位置や領収日付印の位置等についてもMPN様式に準拠する整理となるのでしょうか。	MPN準拠帳票は、MPN標準帳票の仕様から「ペイジーマーク、払込ID」を使用せず、マル公作成基準（印字項目の追加（日附印欄、公金取りまとめ店舗、保管場所、納付場所）、刷色の指定）を満たすものです。 MPN標準帳票に準拠したマル公帳票ですので、当該様式を作成される場合は、QRコードの印字位置や日付印欄の位置は可能な限り、統一いただくものと認識しております。 MPN標準帳票に準拠した帳票については、これまで総務省をはじめ、MPN推進協議会、MPN運営機構含め関係団体が推進されてきたものと認識しております。	

No	納付書種別	項目	ご質問事項	回答	備考
28	マル公	ペイジーマークの表示	既存のマル公帳票でペイジーマークを表示している様式（ゆうちょ銀行以外の金融機関でペイジー処理を可能としている様式）がありますが、この場合でもペイジーマークは表示不可となりますか。	既存マル公様式でペイジーマークを表示している場合は、表示しても構いません。 2023年4月以降も、ゆうちょ銀行以外の金融機関でペイジー処理を可能とする場合は、MPNの標準帳票ガイドラインに従いペイジーマークを表示してください。	
29	カク公	ゆうちょ銀行のカク公処理	ゆうちょ銀行においては、カク公帳票にQRコードが印字された場合であっても、地方団体との契約に基づき従前どおりカク公処理を行う（QR処理は行わない）とのことですが、QR処理を行ってもらう方法はないのでしょうか。	カク公帳票をマル公帳票に変更いただければ、ゆうちょ銀行・郵便局において公金QR処理は可能です。 ただし、この場合、ATM等での受付やペイジー処理はできかねますのでご承知ください。 また、マル公として様式審査が必要です。	
30	マル公	ゆうちょ銀行の取扱い	マル公帳票を様式作成基準どおりに作成すれば、2023年4月から全国のゆうちょ銀行・郵便局で、公金QRの処理が可能になるとの理解でよいですか。	2023年5月から、全国のゆうちょ銀行・郵便局で、公金QR処理を開始いたします。 なお、2023年4月から公金QR処理開始までは、従来どおりの処理（収納代理金融機関の処理）を行います。	
31	マル公	ゆうちょ銀行の取扱い	マル公QR様式として納付書を作成した場合、QRコードが読み取りできない場合は、地方団体の収納代理金融機関として（従前のマル公処理）を行ってもらうことは可能ですか。	QRコードの読み取りができない場合は、納付書記載の案件特定キー等の情報により、MPN一括伝送データの作成を行う予定です。（マル公処理は行いません）	
32	カク公 マル公	様式基準	今回提示の資料は、「地方税統一QRコード様式の作成基準」であり、既存のカク公様式・マル公様式の審査基準に変更はないという理解でよいですか。	ご認識のとおりです。 既存のマル公・カク公様式の作成基準に、変更はありません。	
33	マル公	公金取りまとめ店欄、納付場所等の印刷	QR様式（マル公）作成基準について、QR様式、QR様式以外の用紙を2種類用意して使い分ける必要があり、システム印刷・プリンタの特性を踏まえ、運用上対応ができない場合、次の対応は可能ですか。 項番⑨：公金取りまとめ店欄 「QRコードを印刷している場合：ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター、QRコードを印刷していない場合：ゆうちょ銀行 大阪貯金事務センター」などと用紙に刷込印刷することは可能ですか。 項番⑩：納付場所（裏面印刷項目と想定） 「QRコードを印刷している場合は全国の地方税統一QRコード対応金融機関で納付いただけます。QRコードを印刷していない場合は、近畿2府4県のゆうちょ銀行または郵便局で納付いただけます。」といった趣旨の統一的文言として用紙に刷込印刷することは可能ですか。 納付場所に関する統一的文言の詳細の内容は自治体様にご意見を伺うといった調整も必要になると考えます。 項番⑪：その他（納入済通知書下部（クリアゾーン）に「ATM読取不可」等の注意 文言を表示） 「QRコードが印刷されている場合はATM読取不可」等の注意文言として用紙に刷込印刷することは可能ですか。	納付書を受け付ける金融機関側の事情を鑑みれば、原則、QR様式とQR以外の様式は明確に使い分けて運用（納付書発行）をいただきたいところです。また、任意税目についても可能な限りQR対応を行って頂きたいとの考えがございます。 ただし、上記運用が困難な特別な事情がある場合、マル公については、QR様式とQR以外の様式それぞれの基準を満たすように、下記のとおりQR様式とQR以外の様式の注意事項を書き分けて作成いただくことを可能とします。 項番⑨：公金取りまとめ店欄 「QRコードを印刷している場合：ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター、QRコードを印刷していない場合：ゆうちょ銀行 * * 貯金事務センター」等のように書き分けて表示することも可とします。 項番⑩：納付場所（裏面印刷項目と想定） 「QRコードを印刷している場合は全国の地方税統一QRコード対応金融機関で納付いただけます。QRコードを印刷していない場合は、近畿2府4県のゆうちょ銀行または郵便局で納付いただけます。」のように書き分けて表示することを可とします。 項番⑪：その他 「ATM読取不可」等の注意文言は表示不要とします。	

地方税統一QRコード納付書の様式審査申請手順に関するQ&A

No	納付書種別	項目	ご質問事項	回答	備考
1	マル公 カク公	審査対象の 確認	新たに作成する公金QR様式について、既存のマル公・カク公様式と比べて、変更点はQRコードのみですが、その場合様式審査は不要との理解でよいですか。	<p>既存様式から変更がなく、QRコードの印字のみ[*]の場合は、次の事項をご確認いただき、満たしていることが確認できる場合は、様式審査を不要（版下原稿や試験品の提出不要）とします。</p> <p>なお、見本品については、読み取り機器等でのテスト等を行いますのでご提出をお願いします。</p> <p><カク公></p> <p>①納入済通知書表面に、QRコードが指定枠内に印字されていること ※「eL-QR」および「eLマーク」の表示を推奨</p> <p>②「eL番号（案件特定キー等）」が納入済通知書表面に印字されていること</p> <p>③3票の構成を満たしていること</p> <p>④納付場所が誤った記載となっていないこと</p> <p>※当該納付書がコンビニ収納用バーコード付納付書である場合には、『GS1-128 シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン』（下記URL）も参照すること</p> <p>https://www.gs1jp.org/standard/barcode/gs1-128/payment_service.html</p> <p><マル公></p> <p>①納入済通知書表面に、QRコードが印字されていること ※「eL-QR」および「eLマーク」の表示を推奨</p> <p>②「eL番号（案件特定キー等）」が納入済通知書表面に印字されていること</p> <p>③3票の構成を満たしていること</p> <p>④納付場所が誤った記載となっていないこと</p> <p>⑤公金取りまとめ欄に「ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター」と記載されていること</p> <p>※当該納付書がコンビニ収納用バーコード付納付書である場合には、『GS1-128 シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン』（下記URL）も参照すること</p> <p>https://www.gs1jp.org/standard/barcode/gs1-128/payment_service.html</p> <p>注：カク公一般帳票で「日付印枠の下端を4mm上部に移動」は既存様式から変更がないものと判断して構いません。</p>	
2	マル公	審査対象の 確認	マル公QR様式について、QRコードの追加に伴い、一部用紙校正等のレイアウト変更を行う必要があるのですが、様式基準を満たしていれば審査は不要との理解でよいですか。	<p>現在、ゆうちょ銀行において公金収納を行っているマル公様式であれば、次の場合は審査不要（パターン①に区分可能）です。</p> <p>・項番1の項目を除き、既存様式と新様式との出力・印字項目に差異がなく、レイアウトの変更のみの場合</p>	
3	マル公 カク公	審査期間	版下原稿（試験品）の審査を申請してから、どのくらいで回答がもらえますか。	<p>版下原稿（試験品）受領後、1か月程度を目安に結果を通知する予定です。</p> <p>地方団体にて版下原稿の修正が可能な期限の2か月程度前までには申請を行っていただきますよう、お願いいたします。</p> <p>すべての地方団体からの申請が特定の時期に集中する等により、審査にお時間を要する場合がございますので、大変恐れ入りますが、早期申請にご協力をお願いいたします。</p>	
4	マル公 カク公	読み取りテ スト	指定金融機関や他の収納代理金融機関等との読み取りテストは、別に行う必要がありますか。	他の金融機関様におけるテスト要否等に関しましては、お手数ですが、指定金融機関様にご確認をお願いします。	
5	マル公 カク公	見本品の提 出	公金QR様式の見本品を提出する際は、何部提出が必要ですか。	カク公・マル公いずれの場合も、見本品は1帳票につき5部提出をお願いします。	
6	マル公 カク公	審査申請書 の提出先	「すべての地方団体において、「地方税統一QRコード様式 審査申請書」の提出をお願いします」とのことですが、カク公とマル公の両方の納付書を作成している場合、どの貯金事務センターに提出すればよいですか。	<p>カク公・マル公の混在に関わらず、地方団体が所在する都道府県を所管する貯金事務センターにご提出をお願いします。</p> <p>なお、あて先メールアドレス等は、「地方税統一QRコード納付書の様式審査申請手順」別紙3をご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小樽貯金事務センター －北海道 ●仙台貯金事務センター －青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 ●横浜貯金事務センター －神奈川県、山梨県 ●東京貯金事務センター －茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都 ●長野貯金事務センター －新潟県、長野県 ●金沢貯金事務センター －富山県、石川県、福井県 ●名古屋貯金事務センター －岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 ●大阪貯金事務センター －滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 ●広島貯金事務センター －鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 ●徳島貯金事務センター －徳島県、香川県、愛媛県、高知県 ●福岡貯金事務センター －福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 	
7	カク公	試験品の提 出	カク公で、既存でゆうちょ銀行で公金収納を行っている様式でない、かつ変更箇所がQRコード印字のみでない場合は「試験品」の提出が必要とのことですが、「試験品」とはどのようなものですか。また、「試験品」と「見本品」が同一の場合も、2回送付する必要がありますか。	ゆうちょ銀行から版下データを送付しますので、この版下をもとに作成した帳票（試験品）をご提出ください。また、「試験品」と「見本品」が同一の場合は、その旨を「地方税統一QRコード様式 版下原稿送付書」の余白等に記載いただき、試験品（＝見本品）を5部送付してください。この場合、再度の見本品の提出は不要です。	
8	カク公 マル公	読み取りテ スト	「当行における読み取りテストは、QRコードの読み取りテスト（QRコードの規格が正しいこと等の確認）ではありません。」とのことですが、QRコードの読み取りテストをお願いすることは可能ですか。	全国の地方団体の様式審査を円滑に行うため、QRコードの読み取りテストは対応いたしかねますので、ご理解をお願いします。	
9	カク公 マル公	版下原稿の 提出	「2022年8月末までに版下原稿（カク公は試験品）の提出が困難な場合は、様式の修正可能期限の2か月前までにご提出ください」とのことですが、様式の修正可能期限の2か月前までの提出も困難な場合は、どうすればよいですか。	<p>可能な限り期限までにご提出をお願いします。なお、期限までのご提出が難しい場合は、送付先の貯金事務センターに個別にご相談ください。</p> <p>おって、納付書作成基準を満たしていない納付書を納税者に配布された場合、ゆうちょ銀行・郵便局では受け付けをお断りする場合がありますのでご了承ください。</p>	
10	マル公	版下原稿の 提出	版下原稿は、様式的设计資料を送付すればよいですか。それとも印刷業者で作成した版下が必要ですか。また、システム印字項目についても記載してお必要がありますか。	様式作成基準どおりに様式が作成されていることを確認することが目的のため、各基準に合致しているかどうかの確認が可能な原稿をご提出ください。システム印字を行う項目についても同様です。（版下原稿と別に設計資料を添付いただいても構いません）	

No	納付書種別	項目	ご質問事項	回答	備考
11	カク公 マル公	見本品の提出	「2022年10月末までに見本品の提出が困難な場合は、様式の修正可能期限の1か月前までにはご提出ください」とのことですが、様式の修正可能期限の1か月前までの提出も困難な場合は、どうすればよいですか。	可能な限り期限までにご提出をお願いします。なお、期限までのご提出が難しい場合は、送付先の貯金事務センターに個別にご相談ください。 おって、特にカク公帳票は、様式作成基準どおりに作成されていない場合、ゆうちょ銀行・郵便局の窓口端末機・ATMで取り扱いができないことがありますのでご了承ください。	
12	カク公 マル公	審査対象の確認	同一のレイアウトで複数の納付書を作成（税目名の違いなど）する場合でも、すべての納付書について、版下原稿（カク公は試験品）および見本品の提出が必要ですか。	同一のレイアウトで複数税目をご利用の場合は、1種類の提出で構いません。 「地方税統一QRコード様式 版下原稿送付書」または「地方税統一QRコード様式 見本品送付書」の税目欄に該当の税目すべてにチェックしてください。	
13	マル公	結果通知	「読み取りテストの結果通知はカク公に限る」とありますが、マル公QR様式（地方団体独自帳票を含む）の読み取りテストの結果は、地方団体に通知されないのですか。	マル公QR様式の読み取りテストにおいては、QRコードの認識確認を実施する予定です。 定められたQRコード規格にて納付書に印字をいただければ、当該テストにおいて、QRコードが不読になる等の事象の発生は僅少と想定しておりますので、読み取りテストの結果通知を予定しておりません。 なお、読み取りテストにおいて不読等が発生した場合は、確認・修正等をいただく必要がございますので、地方団体に対してご連絡させていただく場合がございます。	
14	カク公 マル公	様式審査	地方税統一QRコードの活用に係る検討会（第4回）の中間取りまとめ資料にて、「各地方団体は、原則指定金融機関（少なくとも1金融機関）に対し、地方税統一QRコード付きの納付書を送付する。」とありましたが、ゆうちょ銀行での取り扱いを希望する場合は、ゆうちょ銀行での審査と読み取りテストが必須ということでしょうか。	ご認識のとおりです。全国の金融機関等の窓口において、税公金の収納事務が円滑に行えるよう、ゆうちょ銀行において、様式審査および読み取りテストを実施させていただきますので、ご協力をお願いいたします。	
15	カク公 マル公	様式審査	当市ではQRコードに対応する税目とそれ以外の税目とで、同じ様式を流用したいと考えています。地方税共同機構からは、共通納税システムで納付できる納付書にはeLマークを付するよう要請されており、eLマークの有無で2種類の様式を使い分けることになりましたが、この場合、eLマーク有無の違いのみの2様式それぞれで審査を受ける必要はありますか。	QRコードが印字された納付書とQRが印字されていない納付書では、様式作成基準が異なりますので、それぞれの基準で納付書を作成いただきご提出をお願いします。	
16	カク公 マル公	QRコード	ゆうちょ銀行における読取テストについては、「ゆうちょ銀行様の窓口端末機等の機械処理（カク公処理）が問題なく実施できることの確認」とご記載がありますが、地方団体から送付する納付書のQRコードのデータの内容については、本番相当のデータに準じる必要がありますか。 （例えば、QRコードの設定値については、ALL9などの便宜的なもので対応するなど）	マル公・カク公の見本品のQRコードの設定値については、地方税統一QRコードの規格を満たす設定値として頂きますようお願いいたします。（可能な限り本番相当のデータに準じて作成いただくことを想定しております。）	